

平成 31 年度保険料率の鹿児島支部評議会意見に関する整理について

【平成 31 年度保険料率に関する論点】 ※資料 1-1 の P1～2 参考

1. 平均保険料率

協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の 5 年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成 31 年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成 31 年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

3. 保険料率の変更時期

平成 31 年度保険料率の変更時期について、平成 31 年 4 月納付分（3 月分）からでよいのか。

【平成 31 年度保険料率に関する鹿児島評議会での意見】

※平成 30 年 10 月 30 日開催の評議会より

- 将来的に、準備金を取り崩せば保険料率を下げられるが、そうすると補助金が減額される可能性があるため、保険料率を下げないという捉え方に見える。（学識経験者）
- 激変緩和措置については、解消期限までに段階的に引き上げを行うことで異論はない。（学識経験者）
- 保険料率の変更時期については、例年どおりで異論はない。（学識経験者）
- 毎年、協会全体のシミュレーションは提示されるが、支部評議会での議論の活性化のためにも、保険料率の議論を進めるにあたっては、支部単位でのシミュレーションも提示してほしい。（事業主代表）
- 毎年、同じシミュレーションでの粗い試算が提示されるが、実績とのずれがでてきているのではないか。現状との比較検証の結果をだしてほしい。24 年度から 10%となっており、試算の精度検証がそろそろ必要な時期にきているのではないか。検証の結果、かなり乖離しているとなれば、シミュレーションの方法を見直す必要があるのではないか。（被保険者代表）
- 準備金残高について、平成 4 年度は 3.9 か月分の準備金残高があり、保険料率を 8.4%から 8.2%に下げているが、この時、国庫補助率が減らされている。準備金が積み上がって保険料率を下げても、国庫補助率を減らさないという担保が国からはほしい。（被保険者代表）